

# 日夕苑 デイサービスセンター 通所介護事業運営規程

## (事業の目的)

第1条 社会福祉法人 清心会が開設する 日夕苑デイサービスセンター（以下「事業所」という。）が行う指定通所介護の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従業者が、要介護状態にある高齢者（以下、「要介護者」という。）に対し、適正な指定通所介護サービスを提供することを目的とする。

## (運営の方針)

- 第2条 事業所の従業者は、要介護者の心身の特性を踏まえて、可能な限り、利用者が居宅において、その有する能力に応じ自立した生活を営むことができるように努める。
- 2 通所サービスを提供することにより、利用者の生活の助長・社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持向上を図るとともに、その家族の身体的・精神的負担の軽減を図るものとする。
  - 3 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

## (事業所の名称等)

- 第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。
- 一 名称 日夕苑デイサービスセンター（日夕苑 通所介護事業所）
  - 二 所在地 市原市柏原271番地1

## (従業者の職種、員数、及び職務内容)

- 第4条 事業所に勤務する職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。
- 一 管理者 1名  
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
  - 二 生活相談員 1名以上  
生活相談員は、利用者又はその家族との相談の上、サービスの提供方法等について十分な説明を行う。
  - 三 看護職員 1名以上  
看護職員は、利用者の健康管理を行う。
  - 四 介護職員は利用者の数が15名までは1名以上それ以降は利用者が5名増えるごとに1名ずつ増える。
  - 五 機能訓練指導員 1名以上（看護職員兼務）  
機能訓練相談員は、利用者に必要な機能訓練を行う。

## (営業日及び営業時間)

- 第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。
- 一 営業日 月曜日から土曜日までとする。（日曜日は休み）

- 二 営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。  
ただし、管理者が必要と認めた場合は、この限りではない。
- 三 サービス提供時間 午前9時から午後2時30分までとする。
- 四 事業所の連絡は、電話等により、24時間営業連絡が可能な体制とする。

(指定通所介護の利用定員)

第6条 基本事業の1日当たりの利用定員は、指定介護予防通所介護の利用定員を含めて35名とする。

(通所介護の内容)

第7条 指定通所介護の内容は次のとおりとする。

- 一 生活指導（相談援助等）
- 二 機能訓練（日常動作訓練）
- 三 介護サービス（移動や排泄の介助、見守り等のサービス）
- 四 介護方法の指導（家族介護者教室）
- 五 送迎サービス
- 六 入浴サービス
- 七 食事のサービス

(通所介護の利用等)

第8条 指定通所介護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定通所介護が法定代理受領サービスであるときは、その1割の額とする。

2 法定代理受領サービスに該当しない指定通所介護を提供した場合に、利用者から受ける利用料の額と、厚生労働大臣が定める基準により算定した費用との間に差額が生じないようにする。

3 前項のほか、次に掲げる費用は実費を徴収する。

- 一 基本事業の営業時間外の利用については、通所介護契約書及び重要事項説明書に定める料金表によるものとする。ただし、原則として送迎は利用者又は家族において行うものとする。
- 二 次条の基本事業の実施地域を越えて行う送迎は、通所介護契約書及び重要事項説明書に定める料金表によるものとする。
- 三 食事代（おやつ込み）800円
- 四 アクティビティにおいて特別に費用が発生した場合は別途徴収するものとする。
- 五 前項に掲げる介護以外のサービス利用に係る費用は、別途徴収するものとする。

4 前項の費用に係るサービスの提供に当たっては、利用者又はその家族に対して事前に文章で説明をした上で、支払いの同意を得る旨の文章に署名（記名押印）を受け入れることとする。

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は、市原市内及び袖ヶ浦市の一部(日夕苑デイサービスセンターから直線距離で10キロメートル以内)の区域とする。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第10条 利用者は、他の利用者が適切なサービスの提供を受ける為の権利・機会等を侵害してはならない。

2 利用者は、事業所の設備・備品等の使用に当たっては、本来の方法に従い使用することとし、これに反した使用により事業者に損害が生じた場合は、賠償するものとする。

3 事業者は、利用者の重大な過失により、利用者の身体等に被った損害に対しては、賠償を減じることができるものとする。

4 その他この規程に定めるもののほか、サービスの利用に関する事項については、契約書及び重要事項説明書に明記し、利用者に説明するものとする。

(緊急時等における対応方法)

第11条 通所介護を実施中に、利用者の心身に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに医療機関に連絡すると共に、利用者の近親者へ連絡する等の必要な措置を講ずることとする。

(非常災害対策)

第12条 非常災害に関する具体的な計画を立て、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うこととする。

(虐待防止の為の措置に関する事項)

第13条 事業所は、利用者の人権擁護、虐待防止等の為に必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し研修を実施する等の措置を講じるものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第14条 事業所は、良質なサービスの提供ができるよう、適正な勤務体制を整備すると共に、研修の機会を設けるなど、常に従業員の資質の向上に努めるものとする。

2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においても、これらの秘密保持について遵守することを、雇用契約の条件とする。

4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項については、社会福祉法人清心会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

この規程は、平成18年7月1日から施行する。  
この規程は、平成18年8月1日から施行する。  
この規程は、平成19年4月1日から施行する。  
この規程は、平成19年9月1日から施行する。  
この規程は、平成20年4月1日から施行する。  
この規程は、平成20年9月1日から施行する。  
この規程は、平成21年4月1日から施行する。  
この規程は、平成21年12月1日から施行する。  
この規程は、平成22年11月1日から施行する。  
この規程は、平成24年4月1日から施行する。  
この規程は、平成26年4月1日から施行する。  
この規程は、平成28年4月1日から施行する。  
この規程は、令和4年4月1日から施行する。  
この規程は、令和6年4月1日から施行する。